

令和4年11月30日

ニセコ町宿泊事業者
ニセコ町観光事業者（飲食店・土産物店含む）
ニセコ町交通事業者 様

株式会社ニセコリゾート観光協会 下田伸一
ニセコ町商工会 牧野雅之

観光庁国庫補助事業「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値事業」への参加希望事業者の取りまとめについて

来年度に予定される観光庁事業への参加を希望される事業者は次のとおり12月28日（水）までに希望をお寄せください。

なお、本取りまとめについては、今後観光庁が事業募集を開始した際、多くの事業者と共同でスムーズな手続きが進められるよう、事前に実施するものです。そのため、今後の国の予算措置状況や補助制度の変更などにより、内容が変更となる場合がありますので、その場合はご了承ください。

記

1 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値事業（令和5年度）

(1) 概要

地域で立案する宿泊施設の改修等を含む、「観光地再生に向けた地域観光拠点再生計画（地域計画）」に基づく取組を支援する事業。地域計画は本事業の事務局による伴走支援を活用しながら策定することとされています。

本事業は令和3年度、4年度に行われ、5年度も実施の見込みです。さらに、年度内に事業が開始される＝募集が開始される可能性が高いと伺っています。

(2) 主な補助対象事業

地域計画に盛り込まれた次の個別事業が対象となります。

なお、次年度事業の詳細が示されていないため、今年度事業の内容を引用しています。

- ① 宿泊施設の高付加価値化改修（補助率原則 1/2（一定の条件を満たせば 2/3）、補助上限額 1億円）
 - ・原則、外観改修等の（宿泊客以外の）外部に裨益する内容を含む。
 - ・施設規模を踏まえつつ、抜本的な大規模改修を求める。
 - ・外観改修に必要な、建物改修に付随する外壁・庭等の改修も対象
 - ・廃屋撤去との併用可
- ② 観光施設の改修（補助率 1/2 補助上限額 500万円）

③ 交通関係事業（補助率 1/2 補助上限額 500~2500 万円）

(3) 事業（工事）着工時期

令和 5 年 7 月中旬以降目処（補助金の交付決定後※）

※補助金の制度上、交付決定前に着手した分は対象から除外されますので、注意が必要です。

2 ニセコ町としての実施体制・想定スケジュール

来年度の申請に当たっては、「持続可能な観光」の推進を切り口に行うことを予定しており、本事業の参加の際には、申請団体となる「ニセコ町持続可能な観光推進事業者連絡会」への参加が必要となります。（参加に当たって費用はかかりません。）

そのほか、別添の「実施体制」「進め方」を参考にしてください。

3 提出書類

地域計画に盛り込みたい個別事業がある事業者は【様式 2：提出書類について】を参照して書類を提出してください。（現時点で記載可能な欄への記入だけで構いません。）

① 宿泊事業者・観光事業者

「個別事業計画概要」、「個別事業計画スケジュール」

提出可能な添付書類

② 交通事業者

「交通関係事業者用の個別事業計画」

4 説明会の開催について

第 1 回 12 月 6 日（火）18 時～19 時（ニセコ町民センター研修室 1）

第 2 回 12 月 9 日（金）13 時～14 時（ニセコ町民センター研修室 1）

連絡先 ニセコ町サステナビリティコーディネーター 青木 真郎
携帯電話 090-8897-8643 メールアドレス masaoaoki@looport.co.jp

以上